

アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務仕様書

1 業務の名称

アスリートを活用した群馬県 PR 動画制作委託業務

2 委託業務の目的

アスリート（パラアスリートも含む）を活用した群馬県の PR 動画を制作・発信することで、群馬県の魅力を効果的に発信し知名度向上につなげるとともに、2029 年に開催される、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（愛称：湯けむり国スポ・全スポぐんま）に向けた機運醸成を図る。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 委託業務内容

○コンテンツの制作・発信

- ・「2 委託業務の目的」に沿った動画コンテンツの制作及び発信を行うこと。なお、制作する動画コンテンツについては、群馬県の魅力を発信する内容にて、アスリートを活用した横型（16：9）の PR 動画を最低 3 本以上、縦型（9：16）の PR 動画（YouTube ショートに対応）を最低 3 本以上制作し、制作本数について企画提案書に記載すること。
- ・アスリートについて、各動画において競技の異なる出演者を 1 名以上起用すること。なお、現役・引退を問わないが、現役選手の場合は本業の妨げにならないよう配慮すること。
- ・上記出演者について群馬県出身、または群馬県にゆかりのある方を 1 名以上含めること。
- ・アスリートと群馬県の双方が魅力的に映る企画内容とすること。
- ・アスリートのスポンサー契約等に配慮して動画を制作すること。
- ・動画全体を通して、間接的に群馬県への訪問を喚起するような引きのある内容とすること。
- ・コンテンツの制作に伴い、出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。なお、本プロポーザルにおいて県職員は原則出演しない。
- ・撮影には可能な限り群馬県職員が同行して撮影風景の撮影ができるよう調整を行うこと。なお受託者と協議の上、群馬県職員が同行して撮影した動画を編集して YouTube 等で公開することがある。
- ・発信日から令和 8 年 3 月末日までの間の当該コンテンツの視聴者数、年代、性別等の視聴者データを分析し、報告書の形式で提出すること。
- ・制作した PR 動画は群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」で投稿を行うこと。なお、コンテンツの合計再生回数を 10 万回以上に設定し、これを必ず達成すること。
- ・制作した PR 動画について、期限を定めず配信できるよう必要な調整を行うこと。
- ・広報についてインターネット媒体以外も活用し、より多くの人に当企画を認知してもらうための広報を行うこととし、その広報の具体的な方法について提案すること。

5 事業スケジュール（予定）

- ① 撮影に当たって必要な事項の調整：令和 7 年 11 月以降随時
- ② 撮影・編集：令和 7 年 11 月以降随時
- ③ コンテンツの公開及び群馬県への動画納品：令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月末まで随時

※公開及び納品が困難な場合は、別途調整する。

④ 視聴者データ分析報告書：

発信日から3月末日までのデータ…令和8年3月末

6 成果物一覧

成果物	納品方法
PR 動画コンテンツデータ	Adobe Premiere Pro で利用可能な形式の電子データをクラウドサーバーでの共有または電子メールで提出
視聴者データ分析報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出
制作コンテンツに関する実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出

7 留意事項

- (1) コンテンツ発信に当たり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 制作した PR 動画は、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- (4) コンテンツの制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 事業完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、県にあらかじめ書面で協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契

約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬県に譲渡されるものとする。

※詳細は委託者と受託者で別途協議する。